

太地町観光振興に係る調査検討委託業務に係るプロポーザル実施要領

1. 趣 旨

この実施要領は、太地町観光振興に係る調査検討委託業務の受託候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務目的

本町は、「くじらの町」として、昭和 40 年代に観光立町を標榜し、ピーク時には 51 万人の観光客が訪れた。しかしながら、観光形態は団体旅行から個人旅行へと大きく様変わりするとともに、外国人観光客の増加や受入などに伴い、観光を取り巻く環境は多様化している。

本業務において、受託者は、太地町の今後の観光振興について、必要な調査、専門的視点、第三者視点で助言等を行う。また、受託者は、本町における観光のテーマや今後の方向性、目指すべき将来像を検討するとともに、住民や事業者、関係機関、行政など、それぞれが担う役割等を明らかにし、より効果的かつ実践的な「観光振興」のあり方について調査検討、とりまとめることを目的とする。

3. 委託業務概要

- (1) 業 務 名 太地町観光振興に係る調査検討委託業務
- (2) 業務内容 別紙 1「業務委託仕様書による」
- (3) 履行期間 契約日から令和 2 年 3 月 31 日
- (4) 予 算 額 ￥3,240,000-（消費税及び地方消費税を含む）

4. プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、町がその資格を認め指名するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による厚生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (4) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (5) 過去 5 年間に於いて、同種業務又は類似業務の作成実績を有していること。

5. 参加申込の提出

(1) 提出書類

: 参加する場合

- ① 様式1「参加申込書」
- ② パンフレット等の会社の概要がわかるもの
- ③ 業務経歴書（過去5年間における主な同種業務の作成実績について記載）
- ④ 納税証明書（申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明、個人である場合は所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

(2) 提出場所：〒649-5171

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 3767 番地の1
太地町役場総務課

(3) 提出方法：直接提出又は郵送（最終日の消印有効）

(4) 提出期限：令和元年6月14日（金）12時まで

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出締切日 令和元年6月21日（金）12時まで

(2) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書（任意様式）6部（提案を求める事項については以下表のとおり）
- ② 見積書及び積算内訳書 1部

No.	提案を求める事項	補足説明
1	業務全般	プロジェクト全体をどのように進めるか具体的に提案すること。（方針、方法、プロジェクト管理、庁内調整体制等）
2	企画提案内容	事業目的達成のために必要な独自性及び実現性のある手法等について提案すること。（フロー図、イメージカット等の使用可）
3	業務完了までの計画工程（スケジュール）	業務開始から業務完了までのスケジュールについて提案すること。
4	その他	本業務の仕様書に定めのない業務、目的達成のために有効と思われる案があれば追加提案を行うこと。

(3) 提出方法 直接提出又は郵送（最終日の消印有効）

7. プロポーザルに関する質問への対応

質問は「様式 2」の質問票を提出すること。なお、電話による質問は受け付けられないものとする。

- (1) 提出期限 令和元年 6 月 13 日 (木) 13 時まで
- (2) 提出方法 直接提出、郵送、ファクシミリ又は E メール

8. 審査方法及び評価基準

- (1) 本提案の審査については、提出された書類により、本町職員で構成する選定委員会
が審査を行う。
- (2) 業務能力と業務全般、提案全般を比較し、事業者を選定する。
- (3) 本件にかかるプレゼンテーションは実施しない。
- (4) 選定結果は後日、提案参加者に文書で連絡する。

9. その他の事項

- (1) 提案書の作成にあたり第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (2) 提出された書類は、本件の書類の審査以外に使用しない。
- (3) 参加申込書及び提案書は返却しない。
- (4) 参加申込書及び提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

10. 所管課

〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 3767 番地の 1

太地町役場 総務課

電話/0735-59-2335 FAX/0735-59-2765

メール/ masaki.wada@town.taiji.lg.jp

太地町観光振興に係る調査検討委託業務仕様書

本仕様書は、「太地町観光振興に係る調査検討業務」について、必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

太地町観光振興に係る調査検討業務

2. 目的

本町は、「くじらの町」として、昭和40年代に観光立町を標榜し、ピーク時には51万人の観光客が訪れた。しかしながら、観光形態は団体旅行から個人旅行へと大きく様変わりするとともに、外国人観光客の増加や受入などに伴い、観光を取り巻く環境は多様化している。

本業務において、受託者は、太地町の今後の観光振興について、必要な調査、専門的視点、第三者視点で助言等を行う。また、受託者は、本町における観光のテーマや今後の方向性、目指すべき将来像を検討するとともに、住民や事業者、関係機関、行政など、それぞれが担う役割等を明らかにし、より効果的かつ実践的な「観光振興」のあり方について調査検討し、その内容をとりまとめることを目的とする。

3. 委託概要

(1) 履行期間 契約締結日から令和2年3月31日

(2) 予算額 ¥3,240,000-

4. 業務内容

(1) 町内の観光の現状・課題の把握及び分析の実施

町内観光資源の調査を行い、今後の観光振興の基礎となるデータの収集及び調査分析を行う。また、本町観光に関する現状分析や課題抽出を行う。

ア 既存観光資源の調査（観光地・観光施設・グルメ・イベント・交通アクセス等）

イ 現地視察調査（主要観光施設、観光案内の状況等）

ウ ヒアリング調査

（ア）太地町の主要観光施設への調査、集計

（イ）太地町を訪れた旅行者への調査、集計（満足度、地域、旅行形態、旅行予算、その他意見等）

（ウ）太地町役場観光係への調査、業務の現状把握

(2) 旅行者（国内・国外）の消費動向・嗜好・知名度調査及び分析

現在の旅行者のニーズ等を調査し、今後の観光振興に必要となるデータの収集及び

別紙 1

調査分析を行う。

ア 調査方法

(ア) インターネットを活用した調査

(イ) ヒアリング調査

イ 調査対象者の地域

(ア) 国内（町内・町外・県外）

(イ) 国外

(3) 先進事例の調査

全国の先進的な取組から本町に活かせる取組の情報収集を行う。

(4) 報告書の作成

前述(1)から(3)までの結果を踏まえ、報告書を取りまとめる。

ア 内 容

・調査結果及び分析

・住民や事業者、関係機関、行政など、それぞれが担う役割

・目指すべき方向性、方策の提案

(5) その他

前述(1)から(4)の業務に加え、受託者が企画提案書で企画・提案したすべての内容を本業務の委託に反映するものとする。

5. 成果品

(1) 提出する成果品

ア 業務完了報告書（任意様式）

イ 報告書 30部

ウ 各種引用データ及び集計データの成果物

エ 写真等実施状況が確認できるもの（日付表示を行うこと）

オ 上記の電子データ 一式

(2) 提出先

太地町役場総務課

6. その他の留意事項

(1) 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを実施するなど、太地町との緊密な連携を心がけることとする。

(2) 本業務で作成した画像等の著作権は、原則として町に帰属するものとする。また、当該画像等は町において、本業務以外に二次使用することがある。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ太地町と協議のうえ処理するものとする。

様式 1

プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

太地町長 三軒 一高 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

④

太地町から案内のありました「太地町観光振興に係る調査検討委託業務」に係るプロポーザルについて、実施要領に基づく書類を添えて申し込みます。

なお、実施要領 3 の要件を満たしているものであることについては、真実と相違ないことを誓約します。

様式2

質 問 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
職 氏 名
ファックス番号
メールアドレス

「太地町観光振興に係る調査検討委託業務」に係るプロポーザルの内容について、次のとおり質問します。

質問項目	質問内容
例) 実施要領〇ページ 1 (2) 〇〇について	

受付期限：令和元年6月13日（木）13時まで

受付方法：持参、郵送、FAXまたはEメール

※FAXの場合は、送り状は不要です。

受 付 先：太地町 総務課

Fax : 0735-59-2765